

「高額かつ長期」に該当する方は次のとおりです。

平成 27 年 1 月以降に新規に申請された方で、指定難病患者として認定された後の指定難病に係る医療費の総額が 5 万円を超える月が、「高額かつ長期」の申請をする日(またはしようとする日)以前の 12 か月以内に 6 月以上ある方。

申請方法は以下のとおりです。

以下の書類を揃えて保健所等に提出してください。

- ① 特定医療費（指定難病）支給認定申請書（新規・更新・変更）
- ② 特定医療費（指定難病）受給者証
- ③ 指定難病特定医療費自己負担限度額管理手帳の写し。

＊ただし、医療費の総額が 5 万円を超えていることが確認できるページが 6 月以上ある場合に限りです。

認定された場合、月額自己負担限度額が申請日の次の月から階層区分はそのまま高額かつ長期の金額になります。

＊市町村民是非課税世帯の方へ

市町村民税が非課税世帯の方は、「高額かつ長期」の申請は不要ですが、収入に変化があり、課税世帯に変更される方などは、御手続きができます。